

政府出資等の国有財産台帳価格の評価方法の改正に伴う 「国の財務書類」における評価方法の取扱いについて

1. 現行の省庁別財務書類の作成基準の考え方

政府出資等については、企業会計原則に準じ、市場価格のあるものについては市場価格、市場価格のないものについては取得原価である出資累計額で資産計上することとされている。

一方、改正前の国有財産台帳価格の評価方法は、市場価格のあるものについては取得原価、市場価格のないものについては出資累計額で評価していた。

区 分	国有財産台帳価格 (旧方式)	国の財務書類 (現行)
市場価格のないもの	出資累計額	出資累計額
市場価格のあるもの	取得原価	市場価格

2. 経緯

平成 18 年 1 月の財政制度等審議会（国有財産分科会）において、政府出資の国有財産台帳価格をより現状に即したものとするため、①市場価格のあるものについては「取得原価」から「市場価格」、②市場価格のないものについては取得原価である「出資累計額」から「純資産額（各法人の貸借対照表を基に、総資産から総負債を差し引いた純資産をもって評価する方法）」へ変更すべきとの答申を受け、平成 18 年 12 月に国有財産法施行令を改正し、平成 18 年度以降、毎会計年度末における政府出資等の国有財産台帳価格について、①市場価格のあるものは「市場価格」で、②市場価格のないものは各法人の「純資産額」で評価することとされた。

このため、現行の省庁別財務書類の作成基準における市場価格のない政府出資等の取扱いと齟齬をきたすため、作成基準の取扱いについて検討する必要が生じた。

[現在の評価方式]

区 分	国有財産台帳価格 (旧方式) ⇒ (新方式)	国の財務書類 (現行方式)
市場価格のないもの	出資累計額⇒純資産額	出資累計額
市場価格のあるもの	取得原価 ⇒市場価格	市場価格

3. 改訂案

政府出資等の評価額をより現状に即したものとするため、省庁別財務書類の作成基準における市場価格のない政府出資等の計上方法を「出資累計額」から「純資産額」に変更し、評価差額については、資産・負債差額計算書において「資産評価差額」として計上（ただし、強制評価減の場合は、業務費用計算書に計上）したいと考えている。

なお、改訂の適用時期については、平成 18 年度決算分の省庁別財務書類から適用することとしたいと考えている。

[改訂案による評価方式]

区 分	国有財産台帳価格 (旧方式) ⇒ (新方式)	国の財務書類 (現方式) ⇒ (新方式)
市場価格のないもの	出資累計額⇒純資産額	出資累計額⇒純資産額
市場価格のあるもの	取得原価 ⇒市場価格	市場価格 ⇒(変更なし)

(参考1)

国の貸借対照表における比較表

現行の作成基準（平成17年度末）

(単位：兆円)

<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	34.8	政府短期証券	59.4
有価証券	84.1	公債	627.0
未収金等	16.4	借入金	22.5
貸付金	246.0	預託金	86.0
運用寄託金	83.0	公的年金預り金	147.6
貸倒引当金	△2.1	退職給付引当金等	15.5
有形固定資産	177.5	その他の負債	22.5
無形固定資産	0.2	負債合計	980.6
出資金	47.4	<資産・負債差額の部>	
その他の資産	4.0	資産・負債差額	△289.2
資産合計	691.4	負債及び資産・負債差 額合計	691.4

事務局案試算ベース（平成17年度末）

(単位：兆円)

<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	34.8	政府短期証券	59.4
有価証券	84.2	公債	627.0
未収金等	16.4	借入金	22.5
貸付金	246.0	預託金	86.0
運用寄託金	83.0	公的年金預り金	147.6
貸倒引当金	△2.1	退職給付引当金等	15.5
有形固定資産	177.5	その他の負債	22.5
無形固定資産	0.2	負債合計	980.6
出資金	63.4	<資産・負債差額の部>	
その他の資産	4.0	資産・負債差額	△273.1
資産合計	707.5	負債及び資産・負債差 額合計	707.5

16.1兆円増加

(参考2) 国有財産台帳価格の評価方法の変更に伴う影響額
(17年度決算ベース)

(単位：十億円)

区 分	国有財産台帳価格		国の財務書類 (現方式)
	(旧方式)	(新方式)	
市場価格のないもの	45,634	58,861	42,790
市場価格のあるもの	362	5,722	5,722
計	45,966	64,582	48,511

↑
+16,071

[増加の主な内訳]

	増加額	(出資額 → 純資産額)
・ 日本郵政公社	+7,998	(1,269 → 9,266)
・ 日本中央競馬会	+1,087	(5 → 1,092)
・ 日本政策投資銀行	+1,077	(1,272 → 2,349)

(注) 国有財産台帳価格の新方式の計数については、公会計室において、17年度の国の財務書類から作成したものであり、国有財産台帳価格上の計数ではない。

財政制度等審議会の答申（平成18年1月18日）

今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について

－効率性重視に向けた改革－（抄）

○ 政府出資の評価方法の見直し

政府出資（注）の国有財産台帳価格は、現在、国が独立行政法人等に対して行った出資実績を管理するため、出資累計額とされている。しかし、法人ごとに見れば出資累計額と純資産額との間に乖離が生ずることがある。

したがって、今後は、政府出資の国有財産台帳価格をより現状に即したものとするため、各法人の貸借対照表を基に、法人が保有する資産及び負債の現在額を把握し、総資産から総負債を差し引いた純資産額をもって評価することが適当である。

なお、政府出資の中には、市場価格のある株式があるが、これらについては市場価格により評価を行うことが適当である

（注）政府出資とは、国が独立行政法人等に対して金銭その他の財産を出資することにより取得した「出資による権利、出資証券及び株式」の国有財産である。

政府出資を台帳価格改定の対象に変更

〔 国有財産法施行令の改正 〕

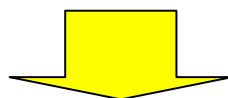
〔 (平成18年12月22日改正、平成19年1月22日施行) 〕

改正前

—政府出資は台帳価格改定の対象外—

(台帳価格の改定)

第23条 各省各庁の長は、その所管する国有財産につき、5年ごとにその年の3月31日の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により国有財産の台帳価格を改定しなければならない。ただし、第2条の国の企業に属するもの、法第2条第1項第6号に掲げるものその他価格を改定することが適当でないものとして財務大臣が指定するものについては、この限りでない。



改正後

—政府出資を台帳価格改定の対象に変更—

(台帳価格の改定)

第23条 各省各庁の長は、その所管する国有財産につき、5年ごと (法第2条第1項第6号に掲げる財産のうち財務大臣が指定するものにあつては1年ごと) にその年の3月31日の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により国有財産の台帳価格を改定しなければならない。ただし、第2条の国の企業に属するものその他価格を改定することが適当でないものとして財務大臣が指定するものについては、この限りでない。